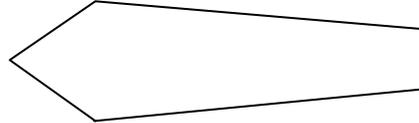


貨物概要

羊毛 100%の平織物を 5 角形に裁断したもので、さらに裁断することなくネクタイのしん地として用いられるもの。

**分類**

関税率表第 6217.90 号（統計番号 6217.90-000）のネクタイの部分品

分類理由

平織物を長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品は、第 11 部注 7 の規定により、製品にしたものに該当することとなります。

ネクタイは衣類附属品であり、本品は、その部分品（製品にしたもの）に該当することから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）